



農作物への渇水に伴う緊急支援を実施します

6 月下旬から、降水量が少なく高温の日が続いていることから、農業者が農作物の渇水対策のために行うかん水用機械の整備等に対し緊急支援を創設します。つきましては、以下の内容の周知についてご協力をお願いいたします。

■ 農作物 渇水対策緊急支援事業

1 支援の内容

(1) 農業者が行う渇水対策の設備投資等への支援

① 補助対象および補助対象経費の上限額

・ポンプ車等の借り上げ	18,700 円/日	
・ポンプの借り上げ	3,200 円/日	
・ポンプの購入	93,100 円/台	
・ホースの購入	8,800 円/本	※ポンプと同時に購入したもの
・ポリタンク購入(200ℓ 以上)	28,700 円/個	

② 補助率 2 分の 1 以内 (下限事業費 2 万円・下限補助額 1 万円)

③ 対象者 農業者(個人・法人)のうち、かん水面積が以下に該当する販売農家

※販売農家とは、経営耕地面積が 30a 以上又は1年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家

- ・水 稲 : 令和 7 年度水稲作付面積の 30%以上又は 30a 以上のいずれか
- ・園芸作物 : 令和 7 年度園芸作物 作付面積 10a 以上

2 補助対象期間等

令和 7 年 6 月 25 日から令和 7 年 9 月 10 日まで

※ 期間内に購入または借り上げたものに限る

※ 購入の場合は、新規分のみを補助対象とし更新は対象外

3 申請に関するお問い合わせ先

お住まいの各区農業担当課へお問い合わせください。

北区産業振興課 025-387-1365

江南区産業振興課(中央区、東区) 025-382-4816

秋葉区産業振興課 0250-25-5340

南区産業振興課 025-372-6515

西区農政商工課 025-264-7610

西蒲区産業観光課 0256-72-8407

○農業用水の取水について

河川等から取水している利水者におかれましては、他の利水者と連絡を密にし、必要に応じて取水の調整を行うなどの対応をお願いします。農業者の皆様におかれましては、農作物に必要な水管理を地域全体で行うことができるよう、効率的な農業用水の利用にご協力願います。

【問い合わせ先】

新潟市農林水産部 農林政策課 佐藤・松川
電話 025-226-1761(直通)